

参考様式

「在留申請オンラインシステム」上での電子データによる提出資料の 添付ができない旨の申告書

本件申請は、在留申請オンラインシステムにより申請を行うものですが、申請時に提出を求められている各種疎明資料について、PDFファイルとした場合、在留申請オンラインシステムに添付できる容量を超えてしまうため、在留申請オンラインシステム上に添付することができません。

については、本件申請に係る疎明資料は、在留申請オンラインシステムによる申請手続きが完了後、1週間以内に地方出入国在留管理官署宛てに郵送又は窓口に持参する形で提出します。